

## 石西礁湖自然再生協議会規約

### 第1章 総則

#### (設置)

第1条 自然再生推進法(平成14年法律第148号(12月11日公布))第8条に規定する自然再生協議会を設置する。

#### (名称)

第2条 この自然再生協議会は、石西礁湖自然再生協議会(以下「協議会」と称する)という。

#### (対象区域)

第3条 協議会で検討する自然再生の対象区域は、石西礁湖(石西礁湖に影響を及ぼす陸域と海域を含む。)とする。

### 第2章 目的および協議会所掌事務

#### (目的)

第4条 対象区域の自然再生を推進するため、必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

#### (所掌事務)

第5条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 自然再生全体構想の作成
- (2) 自然再生事業実施計画の案の協議
- (3) 自然再生事業の実施に係る連絡調整
- (4) その他必要な事項

### 第3章 構成

#### (構成)

第6条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 自然再生事業を実施しようとする者
  - (2) 地域住民、特定非営利活動法人など、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地所有者など、その他(1)の者が実施しようとする自然再生の活動に参加しようとする者
  - (3) 関係行政機関および関係地方公共団体
- 2 協議事項との関わりが深く協議会に出席が必要とされる者は、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得て、オブザーバーとして協議会に参加することができる。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、設置当初の委員の任期は、本規約の施行の日から平成20年3月31日までとする。
- 4 委員は募集によるものとし、再任は妨げない。

### (途中参加委員)

- 第7条 前条第1項に定める委員からの推薦があり、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の合意が得られた場合に、委員となることができる。
- 2 新たに委員となろうとする者が、第14条に規定する運営事務局に委員になりたい旨の意思表示を行い、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の合意が得られた場合に、委員となることができる。
  - 3 前項の規定により途中参加する委員の任期は、前条第3項に規定する委員の残任期間とする。

### (委員資格の喪失)

- 第8条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。
- (1) 辞任
  - (2) 死亡、失踪の宣告
  - (3) 委員が属する団体若しくは法人の解散
  - (4) 解任

### (辞任及び解任)

- 第9条 辞任しようとする者は、第14条に規定する運営事務局に書面をもって連絡しなければならない。
- 2 協議会の目的若しくは自然再生推進法および自然再生推進法に規定する自然再生基本方針に反する行為があった場合又は協議会の運営に著しい支障をきたす場合、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の過半数で議決し、委員を解任することができる。
  - 3 解任されようとする者には第11条に規定する協議会の会議にて、議決する前に、弁明する機会を与えられなければならない。ただし、解任されようとする者が協議会に出席しない場合はその限りではない。

## 第4章 会長および副会長

### (会長及び副会長)

- 第10条 協議会に会長を1名、副会長を1名置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。

## 第5章 会議および部会

### (協議会の会議)

- 第11条 協議会の会議は、会長が召集する。
- 2 協議会の会議の議長は、会長がこれにあたる。
  - 3 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者などの意見を聴取することを必要と認める場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。
  - 4 協議会は、会長が協議会の会議の進行に際して専門的協議を必要と認める場合若しくは、第6条に規定する協議会の委員より専門的協議の発議があり、第1項に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得た場合、第17条に規定する細則の定めにより、協議会の会議とは別に部会を設置し、専門的協議を要請することができる。

### (部会)

- 第 12 条 部会は、協議会から付託される専門的事項について協議し、協議結果等を第 11 条に規定する協議会の会議に報告する。
- 2 協議会委員及びオブザーバーは部会に所属することができる。
  - 3 部会に部会長及び副部会長を各1名置き、部会構成委員の互選により選出する。
  - 4 副部会長は、部会長を補佐し、必要に応じ部会長の職務を代理する。
  - 5 部会は部会長の召集により開催される。
  - 6 部会長は、部会の会議の進行に際して専門的知見を有する者等の意見を聴取することを必要と認める場合、部会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。

### (公開)

- 第 13 条 協議会の会議及び部会は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。
- 2 協議会の会議および部会を開催する際には、日時、場所などについて予め広く周知を図る。
  - 3 協議会の会議および部会の資料は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、WEBサイトなどで公開する。
  - 4 協議会の会議および部会の議事結果は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、会長の承認を経てWEBサイトなどで公開する。

## 第6章 運営事務局

### (運営事務局)

- 第 14 条 協議会の会務を処理するために運営事務局を設ける。
- 2 運営事務局は環境省九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所および内閣府沖縄総合事務局開発建設部港湾空港技術対策官で構成し、主務は環境省九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所が行う。
  - 3 運営事務局は、協議会の会務を円滑に進めるため、関係者による運営事務局連絡会議を開催することができる。
  - 4 運営事務局は、個人情報の取り扱いに関して、漏洩、散逸および協議会目的外利用の防止に努め、適正に管理する。

### (運営事務局の所掌事務)

- 第 15 条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。
- (1) 第 11 条に規定する協議会の会議の議事・進行に関する事項
  - (2) 第 13 条で規定する協議会の会議の議事要旨の作成および公開に関する事項
  - (3) その他協議会が付託する事項

## 第7章 補則

### (寄付金等)

- 第 16 条 協議会は石西礁湖自然再生推進のために、寄付金を得ることができる。
- 2 寄付金の使途については、第 11 条に規定する協議会の会議の出席委員の承認を得るものとし、詳細は石西礁湖自然再生協議会寄付金等細則に定めるものとする。

**(運営細則)**

第 17 条 この規約に規定することの他、規約施行および協議会の運営に関して必要な事項は、第 11 条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得て、会長が別に規定する。

**(規約改正)**

第 18 条 この規約は、第 6 条に規定する協議会の委員の発議により、第 11 条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得て、改正することができる。

**附 則**

この規約は、平成18年2月27日から施行する。

平成20年10月24日 一部改正

平成27年1月23日 一部改正

平成30年7月7日 一部改正

令和元年6月29日 一部改正

# 石西礁湖自然再生協議会運営細則

## 第1章 部会

### (設置)

第1条 協議会に次の部会を設置する。

- (1) 海域・陸域対策部会
- (2) 普及啓発・適正利用部会
- (3) 学術調査部会

### (検討事項)

第2条 部会では、次の事項を協議する。

- (1) 海域・陸域対策部会  
海域におけるサンゴ礁攪乱要因、陸域及び河川由来の海域攪乱要因への対策を効果的に進めるために必要となる事項とその実施状況など。
- (2) 普及啓発・適正利用部会  
石西礁湖の自然環境について普及啓発および、自然再生と地域住民の生活に必要な活動との両立を進めるために必要となる事項とその実施状況など。
- (3) 学術調査部会  
石西礁湖の自然再生状況の整理及び新たなサンゴ礁攪乱要因への対策を進めるために必要となる事項とその実施状況など。

### (部会事務局)

第3条 部会の会務を処理するための部会事務局を設ける。

### (部会事務局の所掌事務)

第4条 部会事務局は次に掲げる事務を行う。

- (1) 部会の会議の運営
- (2) 部会の会議の議事要旨の作成および公開に関する事項
- (3) その他部会が付記する事項

## 第2章 協議会及び部会の運営

### (協議会および部会の傍聴)

第5条 協議会及び部会の会議は、傍聴ができる。

- 2 傍聴者は、原則として会議中に発言することはできない。
- 3 傍聴者の受け入れは、希望者全てが傍聴できることを基本とし、傍聴の申し込みを当日会場で受け付ける。

### (協議会及び部会の記録)

第6条 運営事務局は、協議会および部会の会議の議事要旨を公開する前に原則として、会長または部会長および発言した会員の確認を得なければならない。

## 第3章 補足

### (細則改正)

第7条 この細則は、規約第6条に規定する協議会の会員の発議により、協議会の会議の出席委員の同意を得たうえで、会長が改正することができる。

## 附則

この細則は、平成19年7月5日から施行する。

平成30年7月7日 一部改正